

登録を検討されている方からの質問について、整理して掲載いたします。

内容	NO	Q	A
基材	1	基材の添付資料は何か必要か。	基材(木質ボード類など)を製造する際の樹脂のタイプが縮合系であることが分かる資料を添付してください。例えば、ボード類のMSDS、ホルムアルデヒド発散建材大臣認定書別添、仕様書、合板工場の作成した説明書(書式は任意)・納品書などです。 (水性高分子イソシアネート系樹脂、イソシアネート系樹脂が主剤の場合、別途VOCの添加をしないかメーカーに確認の必要があります。)
基材	2	基材が輸入品(輸入合板など)の場合は、どういった添付資料が必要になるのでしょうか? 外国語でも良いのでしょうか、様式(書式)はどの様なもの(塗料の証明書と同等)で良いのでしょうか。 商社が介在する場合、商社から問い合わせを行い、作成していただいたものでは駄目なのでしょうか。	基材が輸入品の場合も縮合系樹脂で製造していることの確認ができる資料を添付してください。4 VOC不使用証明書ではなく、ボードなどを作る際に使用する樹脂の種類が分かる資料(ボードなどのMSDSや、合板工場などが発行する樹脂の種類が記述してある説明書・納品書など)です。建産協の審査員は日本人ですが、英語でも結構です。 商社が問合せし作成した資料でも結構です。
基材	3	合板基材以外の化粧板(たとえば、メラミン化粧板、化粧ケイカル板)も登録できるのか?	建産協では木質系の基材の化粧板等を対象としています。合板のほかにも、MDF、パーティクルボード、集成材などの基材に化粧加工をした化粧板についても登録可能です。ケイカル板などの無機材料は当面は登録対象ではありません。
基材	4	基材などの添付資料に「業界団体の4VOC表示制度の登録証」とあるのは、例えば、「日本繊維板工業会(繊維板、パーティクルボード)のVOC基準に関する表示制度」を指しているのでしょうか。	ご質問のとおりです。建産協では練り合わせ品も対象としているため、他の団体の登録を受けた化粧板が材料として登録される可能性も高いため、上記のように記述しています。
化粧板	1	複合フローリング、天然木化粧合板、特殊加工化粧合板などはJASの明細で判断し、他の添付資料は必要ないのか?	左記の製品は基材に化粧加工をした2次加工品となります。建産協ではこれらの2次加工品については、基材(合板、集成材、MDFなど)に突板や化粧シートの接着加工や塗装加工を施したものととして申請書に記述し、所定の添付資料の提出をお願いします。
化粧材	2	同じ製品でも色柄が異なり、印刷工業会の登録番号が異なる場合は1件ずつの登録となるのか?	4VOCを放散しない塗料、接着剤、化粧材料は仕様(塗料等の種類)やタイプが異なっていても、申請製品の断面の構成が同一のものは一つの番号にまとめることができます。色柄や印刷工業会の登録番号が異なる場合でも、1タイプ、2タイプの印刷シートであれば、1件にまとめることができます。また、当初の色柄について登録をしていただき、色柄の追加については登録者の責任で管理を行っていただき、登録番号を使用していただきます。
化粧材	3	化粧材には、面的な部分に使用する木口テープ等も含まれるのでしょうか。 エッジテープ等は工業会に参加しておらず、証明書として何を準備すれば良いのでしょうか。	面的に使用される化粧板等を表示の対象としています。木口に貼るテープは面状の部分ではないので、登録対象に含まなくても結構です。(ホルムアルデヒド表示制度と同様です) エッジテープを化粧シートのように面状に貼るのであれば、エッジテープについても何らかのVOC基準の適合についての確認が必要です。
化粧材	4	化粧材として、印刷を施していないシートを貼る場合があります。 シートは印刷メーカーで使用されているものですが、原紙メーカーは工業会には参加していませんし、インキを使用していないのでどの様な証明書類を準備すれば良いのでしょうか。	化粧加工は多種多様で、多段階の工程と材料があるため、建産協でもどのような化粧板が申請されるか把握できていない状況です。当初の申請に関しては、4VOC不使用証明書やMSDSなどを添付いただき、審査委員会で検討を行うこととし、改めて審査結果として回答いたします。(追加の資料が必要な場合や不使用証明書では確認が行えない場合もあります。)
化粧材	5	壁紙を化粧材として使っているが、どういった資料を添付すればよいのか。印刷工業会の登録番号があるのか。	一般に壁紙は印刷工業会の登録製品ではありません。壁装協会のISM表示品であればその登録確認書、それ以外の場合は、壁紙または化粧板での測定データの提出をお願いします。

内容	NO Q	A
接着剤	1 接着剤の添付資料について、留意点はあるか、	接着剤工業会の表示制度(JAIA表示)に基づいていますので、下記の点にご注意ください。 1)「JAIA番号の掲載されたMSDS」を提出してください。接着剤は4VOC不使用証明書では4VOCの放散の確認は行いません。 2)MSDSは必ず添付してください。JAIA番号の記述だけでは不足です。 3)接着剤についてデータで申請を行なう場合は、JIS A 1902-2に従って測定を行なってください。
接着剤	2 海外で使用している接着剤(酢酸ビニル)においては、接着剤工業会の4VOC適合表示制度での登録が行われておらず、必要条件が欠格致します。書類での申請は出来ないと言うことでしょうか。	4VOC表示制度は法令等に基づく規制ではないため、接着剤に関しては建産協では今のところ接着剤工業会の表示品を対象としています。
接着剤	3 練り合せや突板の接着に縮合系の接着剤を使用しているが、接着剤工業会の表示対象となっていないため申請が行えない。どうしたらよいか。	接着剤工業会では縮合系の接着剤についても表示対象とする作業を行っていると聞いています。こちらの制度が整い次第、申請をいただくか、お急ぎの場合は、化粧板での測定データでの申請をお願いいたします。
塗料	1 塗料の添付資料について、留意点はあるか、	不使用証明書にMSDSと成分表(配合表)を添付してください。 MSDSや成分表に「アロマティックハイドロカーボン」という項目が記述されている場合、これは、芳香族炭化水素の総称であり、トルエンやスチレンなどを含んでいる可能性があります。総称ではなく詳細の物質名称の記載された成分表の提出をお願いします。
塗料	2 フロアー等の場合で、同じUV塗料でも製品の用途、仕様、意匠によって使い分けを行っていますが、証明書としては仕様毎あるいは一括なのでしょうか。またその際、使用される希釈剤はその証明書に記載されていても構わないのでしょうか。希釈剤の成分表は、MSDSとは別に作成が必要なのでしょうか。	塗料の証明書は一通でかまいませんが、品番・商品名などを列記し、対象としている塗料等が分かるようにお願いします。 希釈剤については、希釈剤のメーカーあるいは希釈を行う者に同様に証明書の記述をお願いします。(塗料と同一メーカーの希釈剤であれば、一通の証明書にまとめられていても結構です。)希釈剤も同じMSDS及び成分表(組成表)の添付が必要です。
その他	1 化粧板等の測定データを添付する場合、留意点はあるか、	製品のデータで申請する場合、測定はJIS A 1901小形チャンパー法に従ってください。養生は製品の製造後7日以内、測定開始から7日目以内のデータを添付してください。 試験成績書はJIS A 1901に定められた報告書の記載事項に準じますが、製品種類、測定値(放散速度)、試験条件(温度、相対湿度、換気回数、試験片面積、試料負荷率、空気捕集の回数)、サンプリング日、測定開始日、終了日、測定日(何日目)、試験機関名称・所在地(自社測定の場合は自社の測定部門の名称・所在地)、試験責任者は記入するようにしてください。 測定結果に関しては、対象VOC(トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン)以外の物質については記入の必要はありません。
その他	2 合板の下地調整として、全面に下地調整剤を塗布する場合は有るが、この種のものには接着剤工業会に属しておらず、材料の証明書としては何を出せばいいのでしょうか。例えば、MSDSと4VOCの不使用証明書でよいのか。	節や陥没部の補修などの部分的な使用については、面的な塗布と判断されませんので、申請の際に添付書類などは必要はありません。全面的に塗布する場合は塗料の欄に記述し、MSDSと成分表(配合表)を添付してください。MSDSに日本接着剤工業会の登録番号(JAIA番号)の表示がある場合は、成分表の添付は必要ありません。
その他	3 規定に「情報公開についての準備」とあるが、登録証と協会へ提出した関連資料の写しが必要ということか。関連資料は内容の詳細(原材料品名や購入先まで)開示するということが、	協会では登録番号と申請者をHPで公表しますが、登録内容の詳細についてお問合せに対しては、申請者(担当者)をご紹介し、申請者に直接対応をお願いすることになります。よって、お問合せがあった場合のために、登録証や関連資料の準備をお願いしており、義務ということではありません。問合せの状況に応じて、開示が必要な資料は異なることになります。
その他	4 遮音床のパッカー材などの木質材料以外の材料を練り合わせている製品は様式2にどのように記述すればよいのか。	ホルムアルデヒド登録制度と同様に、断面を構成する基材が練り合わせである場合(パッカー、クッションなども含めて)は、基材の欄と一緒に記入してください。併せて、断面図を添付し、断面構成が分かるようにしてください。
その他	5 様式2では、なぜ加工工場や生産量の記載するのか？	加工工場などの管理を申請者がきちんと行っていることを確認するために記入いただいております。概略で結構です。
その他	6 接着剤、塗料、化粧材料の種類が複数種あり、また種類ごとに複数社の商品(接着剤、塗料等)を使っている場合、申請番号を分ける必要があるのか。	4VOCを放散しない塗料、接着剤、化粧材料は仕様(塗料等の種類)やタイプが異なっていても一つの番号にまとめることができます。ただし、断面構成が同じものに限ります。(両面張り)と片面張りは分けてください)
その他	7 「4VOC基準適合」は登録をしていない製品に表示してもよいのか。	「4VOC基準適合」は商標登録を行なっています。VOCに関する表示制度を行なっている団体が共同で使う表現ですので、表示制度の規定に従って表示を行なってください。
その他	8 基材の確認項目や添付資料が分かりにくいのが、何とかならないのか。	審査委員会での検討結果をQ&Aや様式の改善で申請者の皆様を開示していくよう努めます。
その他	9 箱物等の場合、ホルムアルデヒド発散等級表示に関しては、住宅部品表示ガイドラインに基づく記載がりましたが、4VOCの場合は各々の部材に表示マークを添付するのでしょうか。	キッチン、収納、内装ドアなどの化粧板等をさらに加工する製品については、「住宅部品VOC表示ガイドライン」が(社)リビングアメニティ協会、キッチン・バス工業会、建産協の3団体によって策定されています。内容については、建産協ホームページの「化粧板等からの4VOC放散に関する自主表示制度」から「住宅部品VOC表示ガイドラインについて」をご覧ください。